

指定特定非営利活動法人指定申出書

令和7年7月31日 神奈川県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘三丁目43番23号 電話（ ） - FAX（ ） -
	（フリガナ）	エヌピーオーハウジン ロングタイムレコーダーズ
	法人の名称	NPO法人 ロングタイムレコーダーズ
	（フリガナ）	エヌピーオーハウジン
	代表者の氏名	椎野 伸一、温井 亮、木村 俊介
	設立年月日	2022（令和4）年 1 月 14 日
	過去の指定の有無及びその年月日	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 年 月 日
	事業年度	4月1日 から 3月31日 まで

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第2条に規定する指定特定非営利活動法人としての指定を受けたいので、地方税法第37条の2第3項の規定により申し出ます。

現に行っている事業の内容

（特定非営利活動に係る事業）

- （1）音楽及び音の録音、映像撮影、編集整音、保存収集、展示頒布、販売、公衆送信
- （2）楽譜等を含む出版物並びにディスク及びビデオ等の企画制作発行
- （3）広範に音、音楽、映像等を調査し研究する事業
- （4）演奏会、講演会の開催など（オンラインを含む）による普及啓発教育
- （5）音楽家、演奏家、芸術家、サポートスタッフの育成と活動支援
- （6）技術技能を活かした労務の提供
- （7）音楽著作権の管理、音楽著作物の利用の開発
- （8）その他目的を達成するために必要な事業

（その他の事業）

なし

県内における特定非営利活動を行う地域

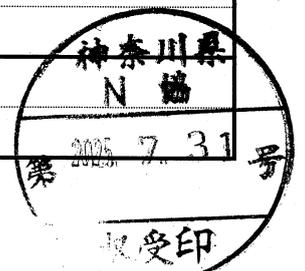
神奈川県全域

主たる事務所以外の県内にある事務所の所在地

なし

その他の参考事項

なし



指定要件チェック表（第1表）（条例第4条第1項第1号に適合する旨を説明する書類）

法人名	NPO法人 ロングタイムレコーダーズ	実績判定期間	2023年4月1日～2025年3月31日
(1) 県内で活動する特定非営利活動法人であること。			
チェック欄			
○			

特定非営利活動法人の活動地域

	①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度
判定の対象となる各 事業年度	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
県内で活動する特 定非営利活動法人 である。	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
活 動 地 域	神奈川県全域	同左				同左
備 考	特定非営利活 動事業 ①音楽及び音の 録音、映像撮影、 編集整音、保存 収集、展示頒布、 販売、公衆送信 ②楽譜等を含む 出版物並びにデ ィスク及びビデ オ等の企画制作 発行 ③広範に音、音 楽、映像等を調 査し研究する事 業 ④演奏会、講演 会の開催など （オンラインを 含む）による普 及啓発教育 ⑤音楽家、演奏 家、芸術家、サ ポートスタッフ の育成と活動支 援 ⑥技術技能を活 かした労務の提 供 ⑦音楽著作権の 管理、音楽著作 物の利用の開発 ⑧その他目的を 達成するために 必要な事業 その他事業 なし	同左				同左

b 判断基準 地域の課題の解決に資するもの

特定非営利活動に係る事業が、①又は②に該当すること。又は、①に該当する事業費と②に該当する事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であること。

① 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	行政の計画・施策 (省庁・地方公共団体等の名称)	方向性に沿っている内容・理由
		かながわ文化芸術振興計画 【計画期間:令和6年度～令和10年度】 (神奈川県)	79.5%

② 法人の活動が地域の住民等の要望に対応するものであること。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	地域の住民等の要望を 説明する資料	対応している内容・理由
		%	

(イ) その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。

a 判断基準 事業の活動の実績と継続的な事業の実施

① 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績がある。

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	
県内の活動地域における事業の活動の実績	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	有・無	有・無	有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無

② 継続的な事業の実施が見込まれること。

指定期間中、人的体制、活動資金の見通し等から、継続的な事業の実施が見込まれる。	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
---	--

※ 継続的な事業の実施（見込み）を説明する資料（事業計画等）を添付してください。

b 判断基準 支持されている実績

① 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績がある。

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	
支持されている実績の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 (住民等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 (住民等)	有・無 ()	有・無 ()	有・無 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 (住民等)

② 実績の内容

支持されている実績	実績の内容等
地域の住民等から支持を受けている実績	[内容] 住民からの推薦 法人の活動地域（神奈川県全域）在住・在勤・在学しているもの100名以上の署名
	[期間等] 2025年3月7日から2025年5月24日まで

指定要件チェック表（第3表）（条例第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

法人名	NPO法人ロングタイムレコーダーズ	実績判定期間	2023年4月1日から2025年3月31日まで
-----	-------------------	--------	-------------------------

<p>(3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。</p> <p>(ア) 役員及びその親族等</p> <p>(イ) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>イ 各社員の表決権が平等であること。</p> <p>ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。</p> <p>エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。</p>	チェック欄

ア

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (b÷a)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (d÷a)
		a	b	c	d	e
①	2023年4月1日から2024年3月31日まで	4人	0人	0%	0人	0%
②	2024年4月1日から2025年3月31日まで	4人	0人	0%	0人	0%
③	年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%
④	年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%
申出日の属する事業年度		4人	0人	0%	0人	0%

(備考) 各欄の人数等は、付表「役員の状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等であること。	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款第27条に正社員の表決権は平等に票を与えると規定	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ

帳簿組織の状況

法人名	NPO法人ロングタイムレコーダーズ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフトにて管理	随時	7年
仕訳帳	会計ソフトにて管理	随時	7年
入金・出金・振替伝票	会計ソフトにて管理	随時	7年
請求書	コンピュータ内で管理	随時	7年
領収証	現物を保存	随時	7年
領収証(控)	コンピュータ内で管理	随時	7年
寄付者名簿	コンピュータ内で管理	随時	7年

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「1週間ごと」等のように記載します。

役員等に対し役員を選任その他当 法人の財産の運用及び事業の運営 に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及び アの活動を行う者又は特定の候補 者もしくは公職にある者に対する寄 附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（備考）付表「役員等に対する報酬等の状況（第4表）付表1」及び「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表）付表2」を記載し添付してください。

役員等に対する報酬等の状況（第4表）付表1

法人名	NPO法人ロングタイムレコーダーズ
-----	-------------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外のもので「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イを除く）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与・その他手当の区分	支給期間等	支給金額
なし					円

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

イ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	2023年 4月 1日 ~ 2025年 7月 31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
0人	円

指定要件チェック表（第5表）（条例第4条第1項第5号及び第6号に適合する旨を説明する書類）

法人名	NPO法人ロングタイムレコーダーズ	実績判定期間	2023年4月1日～2025年3月31日
<p>(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを主たる事務所及び県内の事務所（県内の事務所がない場合にあっては主たる事務所）において閲覧させること。</p> <p>ア 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>イ 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p> <p>ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類</p> <p>カ 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類</p>			チェック欄

	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧させることに同意する。	同意	
		する	しない
1	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿） (2) 役員名簿（役員の氏名及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿） (3) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）		
2	(1) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 (2) 条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類		
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
4	前事業年度の役員報酬、又は職員給与の支給に関する規程		
5	I 次の事項を記載した書類 (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (7) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 (4) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 (4) 寄附者（役員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 (5) 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの (7) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（(4)に掲げる事項を除く。） (4) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額 (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 II その他規則で定める書類（条例第4条第1項第3号から第6号まで（第3号イに係る部分を除く。）及び第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類）		
6	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（備考） 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。

チェック欄

(6) 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。

- ア 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- イ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ウ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- エ 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに掲げる事項を除く。）
 - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額
- オ 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等
 （年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除き、定款等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分以外の部分に限る。）

1 小規模法人の適用の有無

平均総収入額（年間300万円未満） （(⑥×12)÷⑦ < 300万円）	小規模法人の適用 はい ・ いいえ
---	----------------------

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤
	2023年 4月 1日から 2024年 3月 31日まで	2024年 4月 1日から 2025年 3月 31日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで
総収入額	475,849 円	968,487 円	円	円	円

合計総収入額（※⑥）	1,444,336 円
------------	-------------

① から⑤までの合計月数（※⑦）	24月
------------------	-----

年総収入額（⑥×12÷⑦ < 300万円）	722,168 円
-----------------------	-----------

2 インターネットの利用による公表（1の小規模法人を除く）

	次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。	同意	
		する	しない
1	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
3	次の事項を記載した書類 (1) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (2) 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに掲げる事項を除く。） イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額		
4	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録） (2) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類、個人の住所又は居所に係る記載以外の部分）		

指定要件チェック表（第6表）（条例第4条第1項第7号）

(7) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。					チェック欄
各事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

指定要件チェック表（第7表）（条例第4条第1項第8号）

(8) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。						チェック欄
法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

指定要件チェック表（第8表）（条例第4条第1項第9号）

(9) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。				チェック欄
事業年度	4月 1日 ~ 3月 31日	設立年月日	令和 4 年 1月 14日	

欠格事由チェック表

法人名	NPO 法人 ロングタイムレコーダーズ	チェック欄
指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を受けることができません。		○

- 1 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
 - (1) 指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。）
- 2 条例第 20 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの
- 3 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反しているもの
- 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの
- 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しないもの
- 6 次のいずれかに該当するもの
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1)	指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの	有・ <input type="checkbox"/>
(2)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有・ <input type="checkbox"/>
(3)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有・ <input type="checkbox"/>
(4)	暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。）	有・ <input type="checkbox"/>

欠格事由チェック表（次葉）

2	指定を取り消されその取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

(備考) 上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。

上記欠格事由1から6のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和7年7月31日

所在地 神奈川県座間市緑ヶ丘三丁目43番23号

法人の名称 NPO法人 ロングタイムレコーダーズ

代表者の氏名 椎野 伸一、温井 亮、木村 俊介

【添付書類】

- 所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。
- また、別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェックリストと併せて提出してください。

寄附金充当予定事業一覧

法人の名称	NPO法人ロングタイムレコーダーズ
-------	-------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
音楽及び音の録音、映像撮影、編集整音、保存収集、展示頒布、販売、公衆送信を行う事業	音楽、音、映像の記録・保存・公開	2025.8 ～ 2030.3	神奈川 および 全国	年1～6 人	視聴者 年30000～ 45000人	年60万円

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名	
GMOあおぞらネット銀行 法人営業部	
ゆうちょ銀行 店名：四四八	

NPO法人ロングタイムレコーダズ定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人ロングタイムレコーダズという。また、英文名を、Long Time Recorders, SNC とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県座間市緑ヶ丘三丁目43番23号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、優れた音楽、価値ある音源映像等を記録保存し届けること、これらの調査研究、並びに演奏会、講演会の開催などによる普及啓発教育、そして音楽家、演奏家、芸術家、サポートスタッフの育成と活動支援、さらに技術技能を活かした労務の提供に関する事業を行い、他団体所有を含む記録アーカイブの増大等やイベント企画の成功等に努めることで、豊かな心が育まれる社会を実現し、世界の多様性に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 音楽及び音の録音、映像撮影、編集整音、保存収集、展示頒布、販売、公衆送信
- (2) 楽譜等を含む出版物並びにディスク及びビデオ等の企画制作発行
- (3) 広範に音、音楽、映像等を調査し研究する事業
- (4) 演奏会、講演会の開催など（オンラインを含む）による普及啓発教育
- (5) 音楽家、演奏家、芸術家、サポートスタッフの育成と活動支援
- (6) 技術技能を活かした労務の提供
- (7) 音楽著作権の管理、音楽著作物の利用の開発
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) サポート会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) その他の会員 理事会で別途定めた内容に沿って入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事が別に定める入会申込書により、理事に申し込むものとする。
- 3 理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。入会金及び会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事が別に定める退会届を理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上4人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、専務理事、常務理事を1人ずつ置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において正会員の中から選任する。

- 2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 代表理事、専務理事、常務理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事、専務理事、常務理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 専務理事、常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、専務理事、常務理事という順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事、専務理事、常務理事が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事、専務理事、常務理事が招集する。

2 代表理事、専務理事、常務理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した理事の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事、専務理事又は常務理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事、専務理事又は常務理事が招集する。

2 代表理事、専務理事又は常務理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事、専務理事又は常務理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、理事会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益

- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事、専務理事、常務理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事、専務理事、常務理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事、専務理事、常務理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事、専務理事、常務理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に、代表理事、専務理事、常務理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページもしくは内閣府NPO法人ポータルサイトにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事、専務理事、常務理事が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事、専務理事、常務理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事、専務理事、常務理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	椎野伸一
専務理事	温井亮
常務理事	木村俊介
監 事	白川幸宏

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和5年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和4年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人・団体）	0円	サポート会員（個人・団体）	0円
(2) 年会費	正会員（個人・団体）	12,000円	サポート会員（個人・団体）	3,000円
		(月1,000円)		(月250円)

附 則

この定款は、令和5年1月6日から施行する。

令和六年度事業報告書

法人の名称 NPO法人ロングタイムレコーダーズ

1 事業の成果

四年度目となる令和六年度も中心事業である「音楽及び音の録音、映像撮影」にできるだけ注力することとし、誰でもが手軽に視聴できるなど公益性が高いと言えるプラットフォームであるYouTubeへの動画投稿数を増やしていった。地元神奈川県を中心に養護老人ホームへ音楽を届ける活動も実施しながら、他地域でも記録等をおこなった。2月と3月には子どもゆめ基金の助成による活動を神奈川県自然公園にて実施した。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 音楽及び音の録音、映像撮影、編集整音、保存収集、展示頒布、販売、公衆送信に関する事業

(今年度の活動のうち代表的なものを以下に記す)

ア 音の録音、映像撮影事業

- ・内容 「音風景」シリーズ 6本制作
- ・日時 9月～1月
- ・場所 神奈川県、東京都、京都府、大阪府
- ・従事者人員 1～3人

イ 音の録音、映像撮影事業

- ・内容 「LTRインタビュー」シリーズ 2本制作
- ・日時 11月
- ・場所 科学技術館、幕張メッセ
- ・従事者人員 2人

ウ 音楽及び音の録音、映像撮影事業

- ・内容 中村明一先生 レクチャー&ライブ 2本制作
- ・日時 1月～3月
- ・場所 凱風館（兵庫県神戸市）
- ・従事者人員 2人

- ・対象者 現地来場者及び不特定多数者＝約25000人（YouTube公開のみ）
- ・支出額 537458円

② 楽譜等を含む出版物並びにディスク及びビデオ等の企画制作発行に関する事業 行わなかった

③ 広範に音、音楽、映像等を調査し研究する事業

ア 広範に音、音楽を調査し研究する事業

- ・内容 note使用のインタビュー等（人間国宝：竹本駒之助氏ほか）
- ・日時 随時
- ・場所 日本
- ・従事者人員 1～5人

- ・対象者 読者 約4400人（noteアクセス数、前年とだいたい同じ）
- ・支出額 73078円

- ④ 演奏会、講演会の開催など(オンラインを含む)による普及啓発教育に関する事業
(今年度の活動のうち代表的なものを以下に記す)

ア 演奏会開催事業

- ・内容 訪問演奏会 ピアノ
- ・日時 2025年2月8日 13時から
- ・場所 滝頭地域ケアプラザ デイサービス (神奈川県横浜市)
- ・従事者人員 3人

イ 講演会開催事業

- ・内容 自然の音を記録しよう！(子どもゆめ基金助成あり)
- ・日時 2025年2月9日 13時から
- ・場所 座間谷戸山公園 (神奈川県座間市)
- ・従事者人員 3人

ウ 講演会開催事業

- ・内容 自然の音を記録しよう！(子どもゆめ基金助成あり)
- ・日時 2025年3月23日 13時から
- ・場所 座間谷戸山公園 (神奈川県座間市)
- ・従事者人員 3人

- ・対象者 施設利用者参加者 ア約60人、イウ約20人ずつで合計約100人
- ・支出額 53891円

- ⑤ 音楽家、演奏家、芸術家、サポートスタッフの育成と活動支援に関する事業
行わなかった

- ⑥ 技術技能を活かした労務の提供に関する事業
行わなかった

- ⑦ 音楽著作権の管理、音楽著作物の利用の開発に関する事業

ア 音楽著作物の利用の開発に関する事業

- ・内容 音楽著作物の利用の開発を進めるための説明、紹介
- ・日時 随時
- ・場所 日本
- ・従事者人員 1人
- ・対象者 著作者 3人
- ・支出額 0円

- (2) その他の事業
行わなかった

令和五年度事業報告書

法人の名称 NPO法人ロングタイムレコーダーズ

1 事業の成果

三年度目（初年度は三ヶ月に満たないため実質活動期間は三年度目の終わりで二年強）となる令和五年度は、中心事業である「音楽及び音の録音、映像撮影」にできるだけ注力することとし、誰でもが手軽に視聴できるなど公益性が高いと言えるプラットフォームであるYouTubeへの動画投稿数を増やしていった。地元神奈川県では児童養護施設、養護老人ホームへ音楽を届ける活動も実施しながら、全国でも現地の自治体と連携を取りつつイベントによる普及啓発活動や、重要無形文化財保持者（人間国宝）の記録等をおこなった。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 音楽及び音の録音、映像撮影、編集整音、保存収集、展示頒布、販売、公衆送信に関する事業（今年度の活動のうち代表的なものを以下に記す）

ア 音の録音、映像撮影事業

- ・内容 環境省選定「日本の音風景100選」より神奈川県内の二箇所を記録
- ・日時 道保川公園のせせらぎと野鳥の声（7月）川崎大師の参道（11月）
- ・場所 神奈川県（相模原市及び川崎市）
- ・従事者人員 1～3人

イ 音楽の録音、映像撮影事業

- ・内容 女流義太夫 人間国宝“竹本駒之助”三味線：鶴澤津賀花（神奈川県）
- ・日時 令和5（2023）年7月29日 14:30開演（14:00受付開始・開場）
- ・場所 白鷹緑水苑2階 宮水ホール（兵庫県西宮市）
- ・従事者人員 4人

ウ 音楽及び音の録音、映像撮影事業

- ・内容 Dance Party チョイワルナイト - ダンスと福祉をつなぐ - Vol.12
- ・日時 2023/9/2, 12:30pmより（障がいの有無に関わらないダンスイベント）
- ・場所 新百合ヶ丘21ホール（神奈川県川崎市）
- ・従事者人員 10人 後援：川崎市

エ 音楽の録音、映像撮影事業

- ・内容 第四回 吉原佐知子 箏リサイタル ～箏独奏の系譜vol.2～
- ・日時 2023/11/4 【洗足学園100周年記念プレミアムコンサート】
- ・場所 洗足学園音楽大学 シルバーマウンテン1階
- ・従事者人員 5人 後援：川崎市「音楽のまち、かわさき」推進協議会

オ 音楽の録音、映像撮影事業

- ・内容 ベートーヴェン：合唱幻想曲ハ短調作品80（演奏されるのが珍しい）
- ・日時 2023年12月17日 指揮：山本訓久、ピアノ：椎野伸一
- ・場所 小平市民文化会館（東京都小平市）管弦楽：小平市民オーケストラ
- ・従事者人員 4人

カ 講演（最終講義）の録音、映像撮影事業

- ・内容 鳥越けい子教授・最終講義 サウンドスケープ—越境から融合へ
- ・日時 2024年3月8日 15時～18時
- ・場所 青山学院大学 本多記念国際会議場（青山キャンパス第17号館6階）
- ・従事者人員 2人

キ 音楽の録音、映像撮影事業

- ・内容 EBINA PrixShimizu 2023 記念コンサート
 - ・日時 2024年3月30日 18時半開演
 - ・場所 海老名市文化会館小ホール
 - ・従事者人員 1人 後援：神奈川県海老名市、海老名市教育委員会
-
- ・対象者 現地来場者及び不特定多数者＝約39000人 (YouTube公開のみ)
 - ・支出額 246826円

② 楽譜等を含む出版物並びにディスク及びビデオ等の企画制作発行に関する事業
行わなかった

③ 広範に音、音楽、映像等を調査し研究する事業

ア 広範に音、音楽を調査し研究する事業

- ・内容 note使用のインタビュー等 (世界的ジャズ音楽家：佐藤允彦氏ほか)
- ・日時 随時
- ・場所 日本
- ・従事者人員 1～5人
- ・対象者 読者 約4400人 (noteアクセス数)
- ・支出額 30577円

④ 演奏会、講演会の開催など(オンラインを含む)による普及啓発教育に関する事業

ア 体験型アートイベント開催事業

- ・内容 高架の“音”はメディアとなった!! ～音と光、そして五感で味わう
- ・日時 2023年6月3日(土)～4日(日) 13～18時
- ・場所 元町高架通商店街(モトコー)2番街 (神戸市・元町駅西口から徒歩5分)
- ・従事者人員 5人 主催：プラネットEarthH、後援：兵庫県、兵庫県教育委員会

イ 演奏会開催事業

- ・内容 訪問演奏会、子どもたちへのワークショップ
- ・日時 2023年10月7日
- ・場所 児童養護施設 三春学園 (神奈川県横浜市)
- ・従事者人員 5人

ウ 演奏会開催事業

- ・内容 訪問演奏会 ギターと打楽器
- ・日時 2024年2月3日 13時から
- ・場所 滝頭地域ケアプラザ デイサービス (神奈川県横浜市)
- ・従事者人員 3人

エ 演奏会開催事業

- ・内容 訪問演奏会 ピアノ
- ・日時 2024年3月29日 14時から
- ・場所 養護老人ホーム 白寿荘 (神奈川県横浜市)
- ・従事者人員 3人

- ・対象者 施設利用者 1日ごと各約50人で合計約250人
- ・支出額 44169円

⑤ 音楽家、演奏家、芸術家、サポートスタッフの育成と活動支援に関する事業

ア 音楽家、演奏家、サポートスタッフの育成と活動支援事業

- ・内容 アートイベント、訪問演奏会の企画制作
- ・日時 上記④（2023年6月～2024年3月）
- ・場所 神奈川県三箇所、兵庫県一箇所
- ・従事者人員 2人
- ・対象者 音楽家、演奏家 延べ約10人
- ・支出額 0円

⑥ 技術技能を活かした労務の提供に関する事業

行わなかった

⑦ 音楽著作権の管理、音楽著作物の利用の開発に関する事業

ア 音楽著作物の利用の開発に関する事業

- ・内容 音楽著作物の利用の開発を進めるための説明、紹介
- ・日時 随時
- ・場所 日本
- ・従事者人員 1人
- ・対象者 著作者 3人
- ・支出額 0円

(2) その他の事業
行わなかった

以上

		活動計算書			
		6年4月1日から7年3月31日まで			
				(単位：円)	
		法人の名称		NPO法人ロングタイムレコーダーズ	
科目		金額			
I	経常収益				
	1. 受取会費				
	正会員受取会費	300,000			
	サポート会員会費				
		0	300,000		
	2. 受取寄附金				
	受取寄附金	376,000			
		0	376,000		
	3. 受取助成金等				
	国庫補助金	290,000	290,000		
		0	290,000		
	4. 事業収益				
		0	0		
	5. その他収益				
	受取利息	89			
	雑収益	2,398			
		0	2,487		
	経常収益計				968,487
II	経常費用				
	1. 事業費				
	(1) 人件費				
	役員報酬	0			
	給料手当	0			
	法定福利費	0			
	福利厚生費	0			
	人件費計	0			
	(2) その他経費				
	会議費	45,828			
	旅費交通費	172,751			
	消耗品費	320,996			
	通信運搬費、賃借料	19,668			
	諸会費	6,000			
	支払手数料	86,324			
	新聞図書費、雑費	12,860			
	その他経費計	664,427			
	事業費計		664,427		
	2. 管理費				
	(1) 人件費				
	役員報酬	0			
	給料手当	0			
	法定福利費	0			
	人件費計	0			
	(2) その他経費				
	印刷製本費	2,950			
	会議費	0			
	旅費交通費	110,000			
	消耗品費	0			
	支払手数料	40,237			
	支払寄付金	0			
	通信運搬費、賃借料、雑費、租税公課	970			
	新聞図書費	0			
	その他経費計	154,157			
	管理費計		154,157		
	経常費用計				818,584
	当期経常増減額				149,903
III	経常外収益				
	1. 固定資産売却益		0		
		0		
	経常外収益計				0
IV	経常外費用				
	1. 過年度損益修正損		0		
		0		
	経常外費用計				0
	税引前当期正味財産増減額				149,903
	法人税、住民税及び事業税				0
	当期正味財産増減額				149,903
	前期繰越正味財産額				339,275
	次期繰越正味財産額				489,178
* 今年度はその他の事業を実施していません。					

活動計算書			
5年4月1日から6年3月31日まで			
			(単位：円)
		法人の名称	NPO法人ロングタイムレコーダーズ
科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	335,000		
サポート会員会費			
	0	335,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	138,900		
	0	138,900	
3. 受取助成金等			
	0	0	
4. 事業収益			
	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	1,949		
	0	1,949	
経常収益計			475,849
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	54,768		
旅費交通費	164,070		
消耗品費	23,808		
通信運搬費、賃借料	17,249		
諸会費	6,000		
支払手数料	40,177		
新聞図書費	15,500		
その他経費計	321,572		
事業費計		321,572	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	5,787		
会議費	22,833		
旅費交通費	124,720		
消耗品費	7,512		
支払手数料	30,932		
支払寄付金	0		
通信運搬費、賃借料、雑費、租税公課	14,480		
新聞図書費	8,929		
その他経費計	215,193		
管理費計		215,193	
経常費用計			536,765
当期経常増減額			△60,916
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			△60,916
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			△60,916
前期繰越正味財産額			400,191
次期繰越正味財産額			339,275
* 今年度はその他の事業を実施していません。			

貸 借 対 照 表

(特定非営利活動に係る事業会計)

7年 3月 31日現在

特定非営利活動法人の名称		NPO法人ロングタイムレコーダーズ		
科 目		金 額		
I	資産の部			
	1 流動資産			
	現金預金	610,157		
	流動資産合計		610,157	
	2 固定資産			
	固定資産合計		0	
	資産合計			610,157
II	負債の部			
	1 流動負債			
	役員借入金	95,979		
	クレジットカード	25,000		
	流動負債合計		120,979	
	2 固定負債			
	固定負債合計		0	
	負債合計			120,979
III	正味財産の部			
	正味財産			489,178
	前期繰越正味財産			339,275
	(当期正味財産増加額 (減少額))			149,903
	負債及び正味財産合計			610,157

貸 借 対 照 表

(特定非営利活動に係る事業会計)

6年 3月 31日現在

特定非営利活動法人の名称		NPO法人ロングタイムレコーダーズ		
科 目		金 額		
I 資産の部				
1 流動資産				
	現金預金	454,337		
	流動資産合計		454,337	
2 固定資産				
	固定資産合計		0	
	資産合計			454,337
II 負債の部				
1 流動負債				
	役員借入金	100,062		
	クレジットカード	15,000		
	流動負債合計		115,062	
2 固定負債				
	固定負債合計		0	
	負債合計			115,062
III 正味財産の部				
	正味財産			339,275
	前期繰越正味財産			400,191
	(当期正味財産増加額 (減少額))			△60,916
	負債及び正味財産合計			454,337

財 産 目 録

(特定非営利活動に係る事業会計)

7年 3月 31日現在

特定非営利活動法人の名称	NPO法人ロングタイムレコーダーズ
--------------	-------------------

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金 現金手許有高			
普通預金 GMOあおぞらネット銀行	313,129		
普通預金 ゆうちょ銀行	297,028		
流動資産合計		610,157	
2 固定資産			
コピー機	0		
敷金	0		
固定資産合計		0	
資産合計			610,157
II 負債の部			
1 流動負債			
役員借入金	95,979		
クレジットカード未払金	25,000		
流動負債合計		120,979	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			120,979
正味財産			489,178

財 産 目 録

(特定非営利活動に係る事業会計)

6年 3月 31日現在

特定非営利活動法人の名称	NPO法人ロングタイムレコーダーズ
--------------	-------------------

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金 現金手許有高			
普通預金 GMOあおぞらネット銀行	247,337		
普通預金 ゆうちょ銀行	207,000		
流動資産合計		454,337	
2 固定資産			
コピー機	0		
敷金	0		
固定資産合計		0	
資産合計			454,337
II 負債の部			
1 流動負債			
役員借入金	100,062		
クレジットカード未払金	15,000		
流動負債合計		115,062	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			115,062
正味財産			339,275